

通告6番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、全世界的にコロナウイルスが発生している中での一般質問となります。各種の取組面は、多くの議員の方からも通告があるように、市行政の取組や政治姿勢では、市民の命と暮らしを守る視点が行政として大切だと考えます。

今回、私を取り上げるのは、新型コロナウイルスによって、大津市において、市の窓口業務をはじめ本庁舎が全面閉鎖となった状況が生まれました。この点において、岩出市の窓口対応を他山の石という視点でなく、いつ岩出市もこのような状況となっても不思議ではない危機管理面から質問を行うものです。

大津市では、市職員が相次いで新型コロナウイルスに感染し、クラスター、感染者集団というものが発生したことを受け、本庁舎を4月の25日から5月の6日まで全面閉鎖が行われて、業務を停止した状況が出てきています。

幸い岩出市においては窓口を閉鎖するという事態になっていませんが、今日、岩出管内で20代の方がこのコロナウイルスに感染したという報道もされてきています。いつ大津市のように職員が感染するか分からない状況も続いており、油断はできません。他の自治体のことと見るわけにはいきません。今回の大津市での新型コロナ発生における窓口体制について、岩出市としてどのような教訓を得たのか。また、今後、岩出市がどう対応を考えているのかをお聞きするものです。

まず1点目に、自治体運営の在り方という面で、新型コロナ発生において、大津市役所における窓口閉鎖の教訓は、岩出市としてどう捉えているのか。この点をまずお聞きをします。

2点目として、大津市では、4月11日以降、都市計画部と建設部の職員、計11人の感染が判明し、20日から建設部の約140人を自宅待機とし、人との接触機会を減らすために、消防職員と企業局職員を除く本庁舎の約1,200人を対象に、2交代勤務を行い、市民への周知や庁内準備の日数を考慮し、25日からの全面閉鎖を決めたということでした。

大津市では、保健所や市内36か所の支所については開くということを行いました。コロナ対応や住民票の発行など、生活に密着した業務は支所体制の中で続けることができた。大いに役立ったとしています。支所機能がなければどうなっていたか分からないということが言われているのです。

岩出市においては、住民票、印鑑証明など、市民生活に関わる市民課窓口につい

ては本庁だけの体制であり、複数発行体制ができる支所という機能は持っていません。今後、支所機能体制の必要性があると考えます。市の考えはどうかをお聞きをしたいと思います。

3点目として、これまでも、私たち日本共産党市議団は、幾度となく住民の利便性の向上を図る上でも支所体制として、住民票や印鑑証明の発行などができる体制を、総合保健福祉センター内に設けるべきではないかという提案もしてきました。しかし、当局として、総合保健福祉センターとの距離を考えてみても、本庁まで来ていただくのに不都合なことはないと考えますと、かたくなに改善対策を取ることはされてきませんでした。

今回の新型コロナウイルス発生によって、改めて支所機能充実の必要性が求められています。改めて総合保健福祉センターに市民課窓口の設置対応、これを求めます。当局の今後の対応についてお聞きをいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員ご質問の1番目、新型コロナ発生における窓口体制についての1点目から3点目まで、一括してお答えいたします。

市職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合においても、各種行政サービスを継続する必要があることから、岩出市業務継続計画に基づき、業務を継続するための体制を確保しております。住民票発行をはじめとする各種窓口業務についても、当該所属職員が感染した場合においても、業務が継続できるよう当該業務を経験した所管外の職員の選定や郵送での対応、それと会議室等を利用して別室での窓口対応の実施などを想定しており、複数発行体制の整備の考えはございません。

また、総合保健福祉センターへの支所機能についても、業務遂行に必要な基幹情報システムや情報ネットワーク体制等を既に構築しており、本庁舎の代替庁舎としての機能を果たすことが可能となっております。

支所につきましては、行政区域が比較的広い自治体や合併等による行政サービスの低下を防ぐことを目的として設置されている場合が多く、本市においては、現在、支所を設置する考えはございません。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 相変わらず支所という体制を取ろうという考えすらないという点は、非常に残念かなというふうに思うんです。今、郵送対応というようなことを言われて

いましたけれども、現実的には、私、今回の大津という部分のところで起きたというこの教訓を、私が岩出市がしっかりと本当に教訓として学んでいるのかなというふうに思うところがあります。

そういう点では、そもそも支所機能というものをつくっていくという必要性がないということ自身はどうなのかというふうに思うんです。先ほども言いましたけども、郵送対応なんかでできるんだと言うんだけども、本当に今の支所機能を持たないという状況の中で、本庁の窓口機能が機能しない場合、その場合にはどう改めて対応を取っていくのか、この点、ちょっと再度改めてお聞きをしたいと思います。

それと、市民課として業務ができなくなる場合のリスク、こういう点については、現場としてどのような改善が求められると考えているのでしょうか。この点もお聞きをしたいと思います。

もう1点は、今回、窓口に飛沫感染予防ということなどの対応策、こういうものも行われてきたわけなんですけども、現実的には設置するまでにはかなり日があったような気もするんです。この点からは、危機管理面という点での取組面で、市民課としてはどういう認識というんですかね、そういうことを現時点で、窓口対応の飛沫感染対応、これについてはどのような認識を持っておられるのかという点、この3点お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、大津市のケースを教訓としてということで、支所機能のお話でありましたが、当然のことながら、岩出市では、新型コロナウイルスは、うつさない、うつらないという対策の下、現在は各職員、毎朝体温を検温し、体温に異常がある場合は出てこないようにするというふうな日頃からの準備も行っております。

それと、先ほどの支所機能の話ですが、総合保健福祉センターには、さきの答弁でもお答えいたしましたけども、基幹情報システムや情報ネットワーク体制を構築しておりますので、万が一の場合は、準備をすればそこでも住民票の発行などは可能となります。ただ、常設としての支所対応というのは検討していないということでございます。

それと、2点目の市民課が業務ができなくなるリスク、これは今お答えしたとおり、そういう支所機能というのも、総合保健福祉センターで準備をすれば可能ということでございます。

3点目の飛沫防止対策に、今現在、各窓口に木製の型枠で造っております。これは日にちがあったというご指摘頂いたんですけども、実は当初はやはりこういう、今現在、議場にも設置されております。アクリル板の購入を検討したんですが、その時点では在庫がないという状況があったことから、いち早く飛沫防止対策をするということで、木枠を造ってシートを張るということでの対応をしたところがございます。日にちがあったというのは、第1点目には、当時、アクリル板の在庫がなく、なかなか発注しても購入できない状況が続いたということがございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 支所機能という面、こういう点では、今お答えいただいたのは、あくまで総務部長のお考えだと思うんです。実際、現場で働く、現場の窓口で働くという、そういう方というのが、やはり一番大事だと思うんですね。

現実的に、現場で働いている方の声、これについては、例えば、課長として、現実に現場で働いている方の声として、今回のコロナ問題についての課題と問題点、職員同士の中でもいろんな話合いというものが多分されてきていると思うんです。

その点については、こういった取りまとめというようなものなんかはされているのか、また、こういう問題点をいつ検証するのかと。同時に、来年度以降にどう反映していこうというような形をしているのか、現場の声という点については、どうされていこうとしているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、最後に市長にもお聞きをしたいんですが、現実的には、今の現状を改善する必要があるんだというふうに私は認識をしています。総務部長のほうでは、あくまでも複数の発行体制、支所体制というのは取らないんだということを言われるんですが、市長としては、今回のコロナ問題についての支所機能面という点ではどのように感じておられるのか、最後にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

市としては、十分検討した上で答えたのが総務部長の案でございます。

○田畑議長 市民課長。

○大島市民課長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

市民課としまして、新型コロナウイルス感染症につきましては、課内会議を実施いたしております。来庁者の多い時期でありましたので、窓口の飛沫感染防止の対

策を早急にしてほしいとの声が上がリ、要望した結果、先ほど部長の答弁にもございましたとおり、窓口のほうに飛沫感染シートを設置していただいております。

あと、各種証明書発行につきましては、休日証明書発行予約、休日夜間ボックス、郵送等による請求について、案内等し、3密を防ぐ対策で実施しております。現時点での窓口の飛沫感染防止対策ですが、毎日、業後には窓口のカウンター、ボールペン、番号案内等、全て消毒のほうしております。

○増田議員 ごめん、議長。取りまとめという点はどうなのかという点と、来年度以降、どうしていくんかという、現場の取りまとめというのはいつ行って、今後どうされていくのかという点はお答えいただけてないんで、現場ではどういう体制を取っていくんかという点、この辺お聞きしたいと思うんです。

○田畑議長 分かりました。総務部長。

○増田議員 総務部長、関係ないで。現場やで。取りまとめているんやったら答えてください。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

各窓口の職員の現場での声の取りまとめということでございますが、これにつきましては、岩出市では新型コロナウイルスの対策本部を設置して、最初の答弁でお答えをいたしました、岩出市の業務継続計画の作成など、各窓口の意見を聞き、その中でどういったことをすべきかということも意見をその場で吸い上げて、対策本部において、こういう判断ということをしてございます。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田議員。

○増田議員 次に、公園管理について質問を行います。

新型コロナウイルスの下、家に閉じ籠もりがちな子供たちや保護者は、今思いっきり体を動かしたいと、公園で遊びたいと思っている人もたくさんおられます。岩出市における公園の管理については、公園のできた、造られてきた経緯の中で、事業部、教育委員会管轄など、複数の部署で管理を行っています。公園にある遊具に危険性があるかないかは調査されていますが、基本的には、この点検、調査はどのような体制で調査をしているのか、この点をまずお聞きをします。

2点目として、公園遊具に関しての点検・調査において、点検業者に対してどのような調査内容を依頼しているのか。また、市にどのような報告をしてくれているのか。

か、調査項目をお聞きしたいと思います。

3点目として、大きな公園で子供を伸び伸び遊ばせたいという保護者も多くいるわけなんです。岩出市においては、さぎのせ公園、大池公園という公園がこの部類に入ります。これまでも、さぎのせ公園には駐車場があるが、大池公園には駐車場がなく駐車場を造ってほしいという市民の声、この声なんかも取り上げてきましたが、当局は、大池公園については、近隣の方の利用を考えているとして、市当局は整備についての考えを持っていません。しかし、多くの市民の皆さんは、駐車場の整備を願っているわけなんです。この声に、私は応えていくべきだと思います。

私は、大池公園の北西にある四ヶ字所有の土地を所有者の理解を得て活用させてもらえないのかなど。土地の所有者に協力を願えないのかなというふうに思うのです。現在、この土地はゲートボール場の看板も設置されていますが、その上に駐車場についての申込というようなことなんかの張り紙なんかも書かれているわけなんです。現在の状況は、入り口は封鎖されています。誰も駐車場として利用もされていない状況があるんじゃないでしょうか。

岩出市として、この場所を借り受ける、こういうことなどで、まさに土地の所有者と岩出市双方に利便性が生まれるんじゃないかというふうにも考えます。市としての今後の対応についてお聞きをしたいと思います。

4点目は、大宮神社にある公園については、現時点で滑り台については、一番上の部分に穴が幾つも空いており、遊具自体の改善が求められている現状があると感じています。質問のすり合わせのときに、大宮神社の公園は、市の管理ではない公園だということも聞きましたが、劣化対策や遊具周辺の整備、こういう点については、市としてはどのような考えを持っているのか。また、整備が必要な状況ではないのかなというふうには感じないのかなというふうに私は思っています。

そもそも大宮神社は、日本武尊を主祭神として、和銅5年（西暦712年）に熱田神宮より勧請、つまり神仏の分身・分霊を他の地に移して祭ることがされて、大宮神社が創建されて、当地の産土神となりました。産土とは生まれた土地という意味で、その土地を守護してくれる神様というそうです。

中世、高野山金剛峯寺を下った興教大師覚鑿が、根来寺開創に際して、康治元年（1142年）に仏法の守護神として神祇官八神が祭られて、幾つかの神社の祭神になり、鳥羽上皇の勅願所というところに定められたそうです。

しかし、天正13年（1585年）の豊臣秀吉による根来攻めを受けて、社殿が焼失をし、現在の社殿は江戸時代に紀州藩士の徳川頼宣によって再建されたと言われている

るような神社です。要は、このような由緒のある神社なんです。

こういうような大宮神社内の公園について、市としてどのような感覚で、この公園というものについての認識を持っておられるのか。

そして、私が今通告させていただいたような点については、どのような市の対策を考えているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の2番目、公園管理の在り方について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、公園管理について、点検・調査は、基本的にどのような体制で調査をしているのかについてお答えいたします。

事業部管理公園につきましては、団地内公園は、3年ごとに専門業者による遊具点検を行っております。また、さぎのせ公園及び水栖大池公園は、使用頻度が高いことから、毎年度、同点検を行っております。

なお、点検の結果により、遊具に不具合があった場合は使用禁止措置を行い、順次計画を立てて修繕をしております。

次に2点目、点検・調査に対しての報告項目はについてお答えいたします。

遊具の点検内容は、一般社団法人日本公園施設業協会が規定する定期点検総括表、定期点検表に基づいて実施し、報告することとなっており、主な内容につきましては、構造部分のがたつき、腐食、破損、部材の磨耗・欠落・緩み等の確認、使用継続の可否の判定となっております。

次に3点目、大池公園に駐車場をという声に、池西北にある土地の活用についてお答えいたします。

平成30年9月議会で田畑議員にご答弁いたしましたとおり、水栖大池公園を開設するに当たり、公園の日常管理等を担う水栖大池保全委員会と駐車場の必要性について協議したところ、管理上の問題等もあり、必要ないと意見がまとった経緯があることから、市としては、池西北にある土地を駐車場として活用する考えはございません。

次に4点目、大宮神社にある公園は、滑り台の劣化対策や遊具も増やすべきなどを行うべきではないかについてお答えいたします。

増田議員ご質問の公園につきましては、民間が所有する土地であり、岩出市の管理する公園ではございません。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 教育委員会の管轄では、大宮緑地総合運動公園と東公園プール、該当いたします。

まず、大宮緑地総合運動公園につきましては、遊具等はございませんが、芝生などに小石あるいはガラス片など危険な物が落ちていないか確認をしております。

東公園プールには、滑り台1台、4人乗りブランコ1台、うんてい1台、砂場1面、三段鉄棒1台を設置しており、点検については、職員により、年1回、腐食具合やねじの緩みによるぐらつきの有無等の点検を行い、不具合が生じた場合は、直ちに使用を中止し、修繕を行っております。

また、草刈りや剪定等も実施し、公園整備に努めております。

今後も点検を実施し、診断結果に客観性が求められる場合は、有資格者により再点検を行うなど、安全に使用していただけるよう努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 幾つかお聞きをしたいと思います。

遊具の点検という面においては、遊具というのは公園だけでなく、保育所にもあります。点検するときは、先ほど、3年ごととかいうことも言われていましたが、保育所や小学校、各自治会における公園、これについても点検場所として点検依頼をしているのでしょうか。これが1点です。

もう1つ、市が管理しない私の施設、認定こども園や、今言われた公園などにおける遊具の点検管理という点では、管理協定というようなものが結ばれているのでしょうか。認定こども園などの遊具は、どのような点検体制となっているのでしょうか。この点をお聞きしたいと思います。

3点目には、大宮神社の公園です。私は、この通告を出して、金曜日の日に事前のすり合わせというものなんかもさせていただきました。今、部長のほうから、市の管理する公園でありませんと、一言で言われました。私、通告出して、危険ですよ、こんな状況なんですよということ言ってから、今のこの時点でも、あの大宮神社の公園について、市はどのような認識を持って調べたのか、どんな状況だったのか。市として、こんな対応しましたよ。そういうことすら答弁がありませんでした。本来なら、こんな危険な公園の状態があるんだったら、増田議員さん、市が調べて、これこれこういうような状況だったんで、こういうふうにします。こういうようなことを私だったら、金曜日の時点で報告します。ところが、一般質問のこの



時点になってでも、現状認識についてどうなのかというようなことすら言われません。非常に残念な思いをしています。

利用される方は、市のものなのか、また個人のものなのか、こういうものは分からないんです。危険なものは利用できないから何とかしてほしいというふうに思っているんです。この大宮神社の中にある公園、設置されたのは、先代の宮司さんかどうかは分かりませんが、神社に公園を造られたこの思い、この思いを酌み上げる対応を私は取っていただきたいと思うんです。

代表者、言わば責任者である神主さん、会社で言えば社長に当たるというふうになるんですが、この方に権限がどこまであるのかは私は分かりませんが、少なくとも何らかの改善対応というか、危険防止の対策、こういうものなんかが要るんじゃないでしょうか。

実際には、和歌山県の神社庁、和歌山市の和歌浦にあるわけなんですけど、ここの許可を得なければ何もすることができないのか。市としてもどこまで調べられたのかは分かりませんが、私、少なくとも、先ほどの市の管理する公園ではありませんというような認識でいること自体が、市の見識が問われるんじゃないかというふうに思うんです。

あの公園、実際に調べられたんですか。その辺のところはどうなのか。改めてお聞きをしたいと思います。

大池公園については、私は、四ヶ字の方ですか、その方と話し合っ、必要がないというようなことを言われたんですが、それは現実的には、市としての見解でしょう。住民の皆さんの気持ちというのも、私はもっと理解していただきたいなというふうに本当に思うんです。実際に、あの公園、使いたいけども、やっぱり不便なところがいっぱいあるんだと。ぜひともこの駐車場整備という点で、してもらえないかというのが、やっぱり多くの住民の皆さんの願いなんですね。そんな中で、現実的には、あそこの土地、言わば遊休地というてええんか、遊んでいるというてええんか、有効活用が本当にされていないという状況があるんじゃないのかなというふうに、私は本当に思うんですね。

その点では、市として必要ないという部分がどこから出てくるのか。市民のために前向きになって努力をする、こういう考えに立たれないのが、なぜなのかという点、この点について再度お聞きをしたいと思いますというふうに思っています。

以上、4点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 増田議員の再質問にお答えします。

事前の通告を頂ければ資料は用意しておったのですが、急なご質問でしたので、ちょっと細かいところまではあれですけども。保育所の遊具に関しましては、2年に1回、点検を行っております。もちろん毎日、保育士による点検も行っております。これらは全て児童福祉施設の基準が決まっておりますので、それにのっとり、保育所、認定こども園ともに行っております。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 小学校の遊具ですけども、各小学校で、毎月定期点検を行い、その結果を遊具等点検表に記入し、月初めに教育委員会に提出させております。また、年1回、専門業者による点検を行っております。点検の結果、緊急性を考慮して、順次修繕してございます。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

市管理以外の公園の遊具につきましては、市からは自治会に対して指示はしてございません。

それと、大宮神社の公園の遊具の件なんですけども、大宮神社の公園の所有者は、増田議員言われるように、宗教法人大宮神社となっております。民間の土地において、個々に設置された遊具につきましては市で把握しておりませんし、所有者の責任において適切に管理すべきと考えております。

なお、大宮神社に設置してある遊具につきましては、以前、宮司さんから点検等の相談があったことから、その後、適切な管理については話を行っており、今回の増田議員からの一般質問を受けまして、再度伺ったところ、管理責任、遊具の必要性について、この公園につきましては、地元の子供さんが遊ぶということで、地元区と協議して、撤去の方向で話を進めるとのことでした。

それと、水栖大池公園の駐車場整備の再検討につきましては、水栖大池公園につきましては、農村地域の住民のために、憩いや地域活動の場を提供することを目的として設置したものであります。遠方からお車でお越しになる来場者は想定してございません。また、今回の一般質問を受けまして、日常管理を担っていただいている水栖大池保全委員会に駐車場新設について、改めて相談したところ、管理負担の増加、近隣住民の影響等も踏まえて、当初の意見に変更はないとのことでした。

以上のことから、市において再度検討する考えはございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 2回目のときにも若干触れたんですが、認定こども園なんかの私の施設、そういうところなんかは管理協定というようなものなんかは、事故なんかも含めて、想定した場合とか、いろんな形で管理協定というものなんかを結ばれているのか、それ以外にも、今、市のほうで、大宮神社みたいな公園については把握してないということも言われたんだけど、現実的には、把握しないでいいんでしょうか。現実的に、例えば、そういった市が管理しない公園、公園について、いろんな条例とか規定とか、そういう部分なんかが必要ではないんでしょうか。

現実的に、先ほど、大宮神社さんとも話をしてきましたというようなことも言われました。この間、設置した当時から、そういう場合なんかについて、管理協定というんですか、市としての管理規定や条例、こういうものを本来ならば、その当時からきちんと条例化なり規則化すべきではなかったんでしょうか。今の話だったら、今の岩出市においては、そういう市が管理しない部分についての管理については、何もそういう持ち主さんと規定なんか決めていないというようなふうに聞こえたんですが、市として、市が管理しない、そういう部分の施設とか公園、これについてはどんな規定で、今後進めていくつもりなんですか。この点、最後にお聞きをしたいというふうに思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 増田議員の再々質問にお答えします。

そもそもご質問が公園管理ということであったかと思うんですが、最初から保育園のことを聞いていただくのであれば、最初から言っていただければありがたかったんですが。認定こども園につきましては、認定こども園のほうで点検のほうは行っておりますし、また、市と県とどちらとも監査のほうを年1回行っておる形になっております。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 再々質問にお答えします。

私有地に設置している公園につきましては、市で関知する考えはございません。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

増田議員。

○増田議員 3点目の質問として、根来寺における入山料に関する質問をさせていただきます。

まず、市長にお聞きをしたいと思うんです。私は、根来寺周辺については、市としても学術・文化ゾーンとしての認識をされて、市民の癒やしの場所としても、緑が多く、静観なたたずまいと、市民の皆さんに利用されている地域だというふうに思っています。

まず1点目として、市長においては、根来寺周辺という地域、これは岩出市民においてはどのような地域であるというような認識をされているのか、この点をまずお聞きをしたいと思うんです。

2点目として、数多くの方が根来寺に来られているわけですが、根来寺の散策において、入山料が徴収されるようになりました。このことによって、根来寺周辺にはちょっと行きにくくなったと。今は行かないようにしているんだというような方の声も聞きます。言わば、入山料については、市民にとっては大きな負担になっている、そういうような状況が今生まれてきています。私は、せめて岩出市民の方に対しては、入山料の軽減策、また利用者に対しての補助や減免対応というようなものを考えてはどうかと思います。この点についてお聞きをしたいと思うんです。

3点目は、皆さんもご存じのように、県の緑花センターなどは、高齢者の皆さんなんかには無料というふうになっています。入山料そのものについては根来寺さんが取っているわけなんですけど、せめて岩出市の高齢者なんかに対しては、無料にしてほしいという声も多いんですが、根来寺さんへの協力依頼というような点は、市として考えないんでしょうか。この点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員ご質問の3番目、根来寺の拝観料についての1点目、根来寺周辺とは、岩出市民においてどのような地域だと認識しているのかについて、お答えをいたします。

根来寺周辺地域は、新義真言宗総本山根来寺の歴史に培われた歴史文化的遺産が残る文化・文教地域であり、歴史文化と並び豊かな自然とも併せて、岩出市唯一の観光資源でもあります。岩出市民の皆さんにとって誇るべき財産であると認識をしております。

なお、詳細については担当部長から答弁させます。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の3番目、根来寺の拝観料について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、根来寺周辺とは岩出市民においてどのような地域だと認識しているのかについて、お答えいたします。

根来寺周辺地域は、文化・文教地域であり、岩出市の歴史、文化、観光の中心であります。国宝であります根来寺大塔はじめ重要文化財の大師堂、不動堂、光明真言殿、大伝法堂、大門、行者堂、聖天堂、それと旧県議会議事堂「一乗閣」など、1つの国宝、8つの重要文化財が存在し、歴史遺産を保護・伝承すると同時に、観光面においては、これらの文化財を活用し、根来寺と協同で観光地としての魅力向上を図り、観光による経済活性化、地域振興を目指しております。

次に、2点目、3点目について、一括してお答えいたします。

入山料の徴収に関しては、一宗教法人の裁量によるものと考えますので、行政による許認可の必要はなく、市において関与すべきものではないと考えております。

○田畑議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 幾つか、これもお聞きをしたいと思うんですが、今も言われたように、裁量権は、やっぱり根来寺にあると思うんですね。そのときに、実際に根来寺さんが入山料を取るようになったときに、市に対して、今度、根来寺として入山料というふうな形として取ることになったんだというような報告みたいなものなんかはあったんでしょうか。これ1点です。

同時に、逆に、市として、なぜ根来寺さんで入山料を取るようになったのかというようなことなんかは、逆に根来寺さんに問合せというようなことなんかは、その理由についてなんかをされたんでしょうか。この点をまず1点をお伺いをしたいというふうに思うんです。

もう1点は、旧和歌山県議会議事堂、県の施設なんですが、ここについては、入館料の減免というのが岩出市でされてきています。旧和歌山県議会議事堂の条例の中の第6条に、次の各号のいずれかに該当するときは入館料を免除するものとする。1番目に、身体障害者福祉法に基づく、身体障害者手帳、療育手帳制度要綱に基づく療育手帳または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳を提示した者が入館するときと、もう1点は、市内に所在する幼稚園、保育所、小学校、中学校並びに高等学校が保育活動や学校教育活動として入館するときとされています。

私は、せめてこういった方たちが根来寺に入山する場合、こういう場合は旧和歌山県議会議事堂で入館料の免除しているような、市としての入山料に対する免除制度というんですか、こういうものを私は市がやっぱり考えるべきではないかなというふうに思うんです。この点について、入山料そのもの自身は根来寺さんのもんだけども、市として、この入山料に関しての市民に対する減免制度、こういう点について考えるのか、考えないのか、今後検討していくのかということなんかを市としてどういうふうに認識しているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

入山料、報告はあったのか、理由を問うたのかというご質問ですけども、法令に基づくものでありませんけども、連絡はございました。詳細な理由につきましては、公的な報告を受けてございません。

ただいま県議会議事堂の減免規定の話をされたんですけども、県議会議事堂につきましては市の管理施設となつてございます。

根来寺の入山料の補助を行えないかというご質問なんですけども、根来寺は、広く考えれば一民間の施設であります。民間施設の日常的な利用料金等に対しまして、市から補助や補填を行う考えは、現在のところございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 非常に残念な答弁、返ってきたなというふうには思っています。午前中に奥田議員のほうから福祉タクシー券制度、こういう制度の質問がありました。その中では、やはり社会的弱者に対してのそういう制度というやつを、答弁を聞く限り、前向きに改善していく、こういうような内容だったと思うんですね。

私は、岩出市として、なぜ岩出市民の皆さんに対して、入山料というのは、確かに根来寺さん独自のかけてるやつけども、それに関係して、住民の人が、やっぱり大きな負担になっているんだから、補助制度という部分をやっぱり検討してはどうかというふうに、ずっと質問もしてきたんですが、全くそういうふうな考えはないというのは、違いというのが、どこに違いがあるのかなというふうに、やっぱり思うんですよ。

本当に岩出市民の皆さんに負担軽減策、また、いろんな面で生活向上につながっていくというのかな、そういう形のことを考えないというのが非常に残念なだけ

ども、そういう点では、先ほど県議会の話したけども、例えば、幼稚園とか保育所、小学校とか中学校、特に根来のお寺さんなんかは、保育所の皆さんなんかもよく行かれるんじゃないかなというふうにも思うんです。

そういう点では、やっぱり市の保育所なり小学校の子供たち、中学校の子供たちなんかは、根来寺さんに行ったときには、市として、やっぱりそれは免除してあげるといような視点にならないのが本当に残念なんですけど、そういうことは、私は再度改めて見直して行ってほしいと思うし、これは教育委員会なんかにも改めて聞きたいんですけど、そういう小学校とか中学生の子供さんが、岩出市の一番の観光名所というんか、一番の売りでしょう。そういうところに行くときに、学校に対して、そういう部分の補助というようなことなんかをする考えはないですか。この点、最後にちょっとお聞きをして、質問を終わりたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再々質問にお答えいたします。

福祉タクシーの件なんですけども、福祉の目的等、公的な施設をもって実施する補助制度は別のもので考えてございます。寺院の入山料につきましては、公的サービスの対象とは別なものであると思っております。

それと、根来寺なんですけども、たくさんの方が訪れる初詣の時期や紀州根来寺かくばん祭りの開催など、入山料を無料にしていると聞いてございます。それと、早朝や夕方以降につきましても徴収は行っておらず、境内を散策することも可能と、併せて聞いております。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 再々質問にお答えいたします。

まず、小学校、中学校等々、入山する場合の対応ということなんですけども、この場合は、教育委員会のほうで根来寺さんと協議をいたしまして、無料にさせていただくようにお話をしております。

また、根来寺の入山料については、団体の場合は割引があるとか、いろいろとそういう減免制度もあるということでございますので、小学校で団体で行く場合とか、これは無料にさせていただくようにお話をしているところでございます。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

